



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 10 月 15 日 (火曜日) 号外 第 43 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

	頁
選挙管理委員会告示	
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額……………	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 宮崎県第一区 候補者一人につき | 24,353,400円 |
| 2 宮崎県第二区 候補者一人につき | 23,032,900円 |
| 3 宮崎県第三区 候補者一人につき | 23,094,700円 |

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年10月14日現在次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,575人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	209,841人

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数

が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年10月14日現在次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	109,634人
都城市選挙区	44,344人
延岡市選挙区	32,352人
日南市選挙区	13,780人
小林市・西諸県郡選挙区	14,289人
日向市選挙区	16,225人
串間市選挙区	4,641人
西都市・西米良村選挙区	8,293人
えびの市選挙区	4,933人
北諸県郡選挙区	6,784人
東諸県郡選挙区	7,107人
児湯郡選挙区	18,203人
東臼杵郡選挙区	7,242人
西臼杵郡選挙区	5,084人